	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1		事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社光和 北見支店 北海道北見市西三輪6丁目1番2 号	1,889,976円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条第1 号)	
2	中央監視システム延命	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	ジョンソンコントロールズ株式会 社 北海道支店 北海道札幌市中央区北4条東2 丁目8-2	40,700,000円	契約業者は、当該機器のメーカーである ことから、契約の性質又は目的が競争を 許さない場合に該当するため(日本赤十 字会計規則第36条第4項)	
3	冷温水発生機 ガス流量	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社アイテック 北海道北見市北4条東4丁目3番 地	1,122,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条第1 号)	
4	メッセンジャー業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目2番地	令和6年4月1日	株式会社シーエスエス 北海道北見市高栄西町3丁目5 番7号	月額 928,000円	業務委託にかかる仕様書の再検討が必要な状況であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	住友重機工業株式会社 製サイプリス(HM-12)の 運転及び日常保守管理 業務		令和6年4月1日	住重加速器サービス株式会社 東京都品川区大崎1-17-6	月額 927,000円	契約業者は、専門的な知識・技術を持っており、代用がきかないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	北兄亦十子炳阮 数/##数禾 <u>彩</u> 刧幼	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	太平ビルサービス株式会社 釧 路支店 釧路市幸町6丁目1番6号	月額 1,995,000円	契約業者は、院内暴力対応マニュアルの 改訂に病院と協力して取り組み、今後そ の運用の検証に共同して取り組んでいく ことから、契約の性質又は目的が競争を 許さない場合に該当するため(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	
7	北海坦 <u>工</u> 北兄府院 数据类数未到约	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	太平ビルサービス株式会社 釧 路支店 釧路市幸町6丁目1番6号	月額 1,060,000円	契約業者は、院内暴力対応マニュアルの改訂に病院と協力して取り組み、今後その運用の検証に共同して取り組んでいくことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	北海道立北見病院分
8	医事業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額 10,516,000円	契約業者は、従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 会計規則第36条第4項)	
9	北海追	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額 1,703,000円	契約業者は、従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	北海道立北見病院分
10		事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目4番地	令和6年5月7日	萬年通信工業株式会社 北海道北見市とん田西町296番 地12	2,068,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条第1 号)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11	発着信履歴サーバ更新	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年5月8日	北原通信株式会社 北海道帯広東9条南14丁目2番 地	4,066,700円	契約業者は。電話交換機と同メーカー (OKI)である必要があり、保守契約を締結 している業者で実施することで円滑な業 務遂行が期待できることから,契約の性質 又は目的が競争を許さない場合に該当す るため(日本赤十字会計規則第36条第4 項)	
12		事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目5番地	令和6年6月7日	北海道ガス株式会社 北海道北見市北7条東1丁目1-1	1,048,300円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条第1 号)	
13	直修理 MUBILEII	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年6月19日	株式会社常光 北海道北見市清月町3-4	1,300,000円	契約業者は、本装置の納入業者で有り、 装置状況を熟知していることにより適切な 業務実施が可能な業者であることから、契 約の性質又は目的が競争を許さない場合 に該当するため	